

# 区域外流入に伴う申請等手続き

H 2 6 . 3

## 【許可申請に関する手続き】

	提出書類	提出部数
1	◎事前協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外流入の可否の確認（下水道管理者）</li> <li>・区域外流入に伴う占用の可否、埋設深さ、復旧範囲、舗装構成等の確認（道理管理者）</li> </ul>	
2	◎区域外流入許可申請書の提出（様式1号（第3条関係）） <添付書類> <ol style="list-style-type: none"> <li>①位置図（広域）</li> <li>②案内図（住宅地図等）</li> <li>③平面図               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>上流人孔～支管～境界～公共樹、それぞれの区間距離を記載し、そのうち、支管～境界については占用延長として明示すること</u></li> </ul> </li> <li>④配管計画図（宅内排水設備の平面図）</li> <li>⑤縦断面図（宅内～公共樹～本管までの縦断面図）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>公共樹深さの決定根拠を記載すること</u></li> </ul> </li> <li>⑥公共樹及び取付管構造図</li> <li>⑦土工及び復旧断面図</li> <li>⑧舗装復旧平面図</li> <li>⑨確約書               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>施工業者が未定の場合は、道路占用申請の手続きまでに確定し、再提出すること</u></li> </ul> </li> <li>⑩流入汚水量の算定資料</li> <li>⑪現地写真</li> <li>⑫その他必要な資料</li> </ol> ※ 「 <u>区域外流入に伴う公共樹設置工事施工基準</u> 」等に基づき、計画を行うこと ※ <u>図面は集約記載も可とする</u>	1部
3	○区域外流入許可（不許可）決定通知書の発行（様式2号（第4条関係））	

## 【受益者負担金等相当額に関する手続き】

	提出書類	提出部数
1	◎区域外対象土地確認届の提出（様式3号（第5条関係）） <添付書類> <ol style="list-style-type: none"> <li>①土地登記簿謄本</li> <li>②公図（17条図）</li> <li>③新築または既存建物が確認できる書類                建築確認済証の写し、契約書等の写し、現況写真など</li> </ol>	1部
2	○受益者負担金等相当額決定通知書及び納付書の発行（様式4号（第5条関係））	
3	◎受益者負担金等相当額の納付 ※ <u>納期限については、「工事着工届出」提出の前までに納付すること</u>	

※ ◎部分は、申請者による申請等の手続きです。

## 【工事施工に関する手続き】

	提出書類	提出部数
1	○道路占用申請の手続き 〔提出書類〕 ①区域外流入許可申請<添付書類>①～③、⑥～⑧ ②占用物件等概要書 ③その他必要な資料	2部
	○道路交通止申請、道路交通止通知及び道路実施協議の手続き 〔提出書類〕 ①区域外流入許可申請<添付書類>① ②交通止箇所図（区域外流入許可申請<添付書類>②の交通止道路部分に着色） ③迂回路図（全面交通止のみ） ④その他必要な資料  ※ 上記については、下水道課が道路管理者及び警察署への申請手続きを行います。 なお、手続き完了までには3週程度を要します	10部
2	◎道路使用許可の手続き	
3	◎工事着工届の提出 <添付書類> ①位置図 ②工事工程表 ③道路使用許可書の写し ④受益者負担金等相当額領収書の写し ⑤その他必要な資料	1部
	◎材料検査願の提出	1部
4	○材料検査	
5	○工事施工	
6	◎工事完成届の提出 <添付書類> ①完成図書（ <u>工事の出来形が確認できる平面図等</u> ） ・上流人孔～支管～境界～公共樹までのそれぞれの区間距離を記載 ・公共樹深（流入側）を記載 ・舗装の復旧範囲を記載 ②工事写真 ・着工前、完成 ・取付管等の布設状況が確認できるもの ・基礎厚、埋戻し、路盤及び舗装版の復旧状況及び出来形が確認できるもの	1部
7	○工事完成検査	
8	◎工作物引渡書の提出	1部

※ ◎部分は、申請者（施工業者）による申請等の手続きです。なお、工事費は申請者負担となります